

最高裁秘書第2276号

平成29年5月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年10月6日付け（同月7日受付，最高裁秘書第3196号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成22年11月頃，社会人で合格した修習生が民間企業などに身分を残したまま，休職扱いで修習できるよう，兼職許可の運用を見直した際に作成した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。